

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5-②(2)改正育児・介護休業法の周知

大阪府の女性年齢階級別労働力率や合計特殊出生率は、全国平均より低い。「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」に掲げている“男女ともに働き続けやすいまちだと思いう府民の割合 50%以上”の数値目標達成にむけて、性別役割分担意識の解消のため、改正育児・介護休業法など、法の周知徹底を行うこと。また、府における「育児休業を取得している人の割合」の男性の数値目標 10%達成に向けて、男性への理解を深めるため、男性を対象としたセミナーの開催や、府のホームページに育児休業を取得した男性の事例を掲載するなど、さらなる充実を求める。

（回答）

男女がともに働き続けやすい環境づくりに向けて、今年度は育児休業制度を導入している中堅・中小企業を紹介するなど、企業に女性社員の活躍促進をテーマとした講座を、女子学生向けに長期的な視点に立ってキャリアプランを考えるための講座を実施することとしています。

また、これまでも、女性の活用や仕事と家庭の両立支援等に向けた取組を進める事業者を支援する「男女いきいき・元気宣言」事業者制度や府ホームページ上で府内の事業者の多様な取組事例を紹介する「いきいき企業サーチネット」などの取組を行っているところです。

さらに、男女共同参画への男性の理解を深めるため、これまで、ワーク・ライフ・バランスや男性の介護等をテーマにした男性向けの啓発講座を実施してきました。今年度は、男女共同参画社会は女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会であるとの認識を拡げることができるよう、「心が折れない男の生き方」と題して、メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスに着目した男性向け講座を実施したところです。

今後とも、男性向け講座の実施などにより、男性が家庭や地域生活に積極的に参加し、男女がともに自分らしく個性や能力を発揮できる社会を目指すことを広く普及啓発してまいります。

平成 21 年に改正された「育児・介護休業法」が、平成 24 年 7 月 1 日より、これまで適用が猶予されていた従業員数 100 人以下の事業主にも、短時間勤務制度、所定外労働の制限、介護休暇の制度が適用になります。本府におきましては、国・市町村等関係機関と連携を図りながら、育児・介護休業法を含む労働関係法令等を解説した啓発冊子の作成・配付、ホームページへの掲載を行うとともに事業主等が参加する労働関係セミナー・研修等において同法の周知を図るなど、事業主をはじめ広く府民に対して、同法の周知・啓発に努めているところです。

（回答部局課名）

府民文化部 男女参画・府民協働課
商工労働部 雇用推進室 労政課